

東京漁調指示第1号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

令和3年1月 日 （公報登載日）

東京海区漁業調整委員会

会長 有元貴文

（定義）

1 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

- (1) 八丈小島の南西約9,000メートル（アンカー設置位置は、北緯33度03分18.54秒（測量法（昭和24年法律第188号）第11条第3項に規定する世界測地系による。以下同じ。）、東経139度38分03.06秒の位置）に設置した第1浮魚礁
- (2) 八丈島の南南東約16,400メートル（アンカー設置位置は、北緯32度55分08.10秒、東経139度55分18.30秒の位置）に設置した第2浮魚礁
- (3) 八丈島の東北東約16,000メートル（アンカー設置位置は、北緯33度12分00.12秒、東経139度57分30.30秒の位置）に設置した第3浮魚礁
- (4) 八丈小島の北西約8,700メートル（アンカー設置位置は、北緯33度10分46.86秒、東経139度36分22.08秒の位置）に設置した第6浮魚礁

（浮魚礁の漁場範囲）

2 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

- (1) 第1浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯33度03分36秒、東経139度37分36秒の点
 - ロ 北緯33度03分36秒、東経139度38分48秒の点
 - ハ 北緯33度02分30秒、東経139度38分48秒の点
 - ニ 北緯33度02分30秒、東経139度37分36秒の点
- (2) 第2浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
 - イ 北緯32度55分41秒、東経139度54分39秒の点
 - ロ 北緯32度55分41秒、東経139度55分57秒の点

- ハ 北緯32度54分35秒、東経139度55分57秒の点
ニ 北緯32度54分35秒、東経139度54分39秒の点
- (3) 第3浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- イ 北緯33度12分33秒、東経139度56分51秒の点
ロ 北緯33度12分33秒、東経139度58分09秒の点
ハ 北緯33度11分27秒、東経139度58分09秒の点
ニ 北緯33度11分27秒、東経139度56分51秒の点
- (4) 第6浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- イ 北緯33度11分20秒、東経139度35分43秒の点
ロ 北緯33度11分20秒、東経139度37分01秒の点
ハ 北緯33度10分14秒、東経139度37分01秒の点
ニ 北緯33度10分14秒、東経139度35分43秒の点

(操業の制限)

- 3 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。
- (1) 総トン数20トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。
- (2) 令和3年2月1日から同年6月30日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。
- (3) 操業は、日の出から日没までの間とする。

(操業方法等)

- 4 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。
- (1) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業（かつお一本釣りを除く。）に限るものとし、それ以外の網漁業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。
- (2) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合い、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない。
- (3) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方法は時計回りで行うものとする。
- (4) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿きおの使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

- 5 この指示の有効期間は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までとする。

注) : _____ 今回の変更の箇所